

## 学園祭実行委員会について

平成30年11月14日  
全学学類・専門学群  
代表者会議決定  
平成31年1月10日  
学生生活支援室会議

### (目的)

- 1 この決定は、全学学類・専門学群代表者会議（以下「全代会」という。）の下部機関として置かれる、学園祭実行委員会（以下「学実委」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (任務)

- 2 学実委は、学園祭の企画・立案及び実施に関し、次に掲げる事項を任務とする。
- (1) 運営資金及び資材の調達
  - (2) 予算案の作成
  - (3) 決算の報告
  - (4) 予算の配分、会場の調整等学園祭参加団体の管理
  - (5) プログラム及びパンフレットの作成
  - (6) 学内外への宣伝活動
  - (7) テーマ等の検討
  - (8) 日程及び計画案の作成
  - (9) 全学的視野に立った学実委本部企画の立案及び開催
  - (10) 学園祭実行計画書及び学園祭総括報告書の作成
  - (11) 次年度における学園祭日程案の作成
  - (12) その他学園祭に関し必要な事項及び全代会から委託された事項

### (全代会の承認)

- 3 学実委は、次に掲げる事項について、全代会の承認を得なければならない。
- (1) 学園祭実行計画書
  - (2) 学園祭総括報告書
  - (3) 学生分担金の額及び納入方法
  - (4) その他全代会が必要と認めた事項
- 4 学園祭実行計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 学園祭運営要領
  - (2) 予算案
  - (3) 学園祭参加企画リスト
  - (4) その他全代会が必要と認めた事項
- 5 学園祭総括報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 学園祭運営報告書
  - (2) 決算報告書
  - (3) 目的の評価
  - (4) その他全代会が必要と認めた事項

(学実委の構成)

- 6 学実委委員（以下「委員」という。）は、学士課程在籍者から募集を行い、委員長が任命する。
  - (1) 委員の補充については、隨時行うことができる。
  - (2) 委員が、クラス代表者会議の座長又は副座長を兼任することはできない。ただし、委員が座長又は副座長を除くクラス代表を兼任することは、これを妨げない。
  - (3) 委員長は、全代会から要請があった場合には、任命した委員について報告しなければならない。
- 7 学実委に委員長1人及び副委員長2人を置く。
  - (1) 委員長及び副委員長は、学実委の構成員の互選により選出し、全代会が任命する。
  - (2) 委員長及び副委員長は、学実委を統括する。
  - (3) 委員長及び副委員長の任期は、第1号の任命の日から、当該任命の日の属する年の12月31日までとする。
  - (4) 委員長又は副委員長が欠けた場合は、直ちに後任者を選出し、全代会の任命を受けなければならない。

(辞任、離任及び解任)

- 8 委員長、副委員長及び委員の辞任、離任又は解任については、次のとおりとする。
  - (1) 委員の辞任は、委員長に辞意を表明することで行う。
  - (2) 委員長及び副委員長の辞任は、学実委に辞意を表明し、学実委の構成員の過半数の承認を得なければならない。
  - (3) 委員になっている者が、クラス代表者会議の座長又は副座長に選出された場合は、直ちに、当該座長又は副座長についての辞意を表明しなければならない。この場合、辞任が承認されなかった場合は、委員を離任する。
  - (4) 学園祭終了後から同年12月31日までの間に活動継続の意思を表明しない場合、当該委員を離任する。
  - (5) 委員が停学又は本学の身分を失った場合は、委員を離任する。
  - (6) 学実委の構成員の4分の1以上によって、委員の解任請求がなされ、学実委の構成員の過半数の解任支持があった場合、当該委員は解任される。
  - (7) 学実委の構成員の4分の1以上によって、委員長又は副委員長の解任請求がなされ、学実委の構成員の過半数の解任支持があった場合、当該委員長又は副委員長を解任される。
  - (8) 全代会の構成員の4分の1以上によって、委員の解任請求がなされ、全代会の構成員の過半数の解任支持があった場合、全代会は委員長に対し、当該委員の解任を請求できる。
  - (9) 前号の請求があった場合、委員長は学実委に発議し、学実委の構成員の過半数の解任支持により、当該委員を解任する。
  - (10) 全代会の構成員の4分の1以上によって、委員長又は副委員長の解任請求がなされ、全代会の構成員の過半数の解任支持があった場合は、委員長又は副委員長は解任される。

(学実委の解散)

- 9 全代会不信任案が成立した場合、学実委は解散する。

(その他)

10 全代会は、この決定を改正する場合には、学生生活支援室会議の承認を経て、これを行わなければならない。

- (1) この決定の改正について、全学生の50分の1以上の署名による請求、全代会の構成員の4分の1以上の請求又は学実委の構成員の過半数による請求があつた場合は、全代会はこれを審議しなければならない。
- (2) 学長からこの決定の改正を求められた場合は、全代会はこれを審議しなければならない。
- (3) 改正の議決については、「筑波大学の学生組織等について（平成18年3月17日 学長決定）」第20項、21項及び22項を準用する。

附 記

この決定は、平成31年1月1日から実施する。